

京都市告示第 124 号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年5月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高速道路1号線	山科区西野山桜ノ馬場町144番地の3地先から 東山区福稲柿本町31番地の6地先まで	平成20年6月1日 午後5時

(建設局土木管理部道路明示課)